



## 法人市民税の納付について(松江市)

1. 納付されるときは、管理番号・申告区分・申告コード・事業年度(和暦)を必ず記載してください。

2. 申告区分・コードは次のとおりです。

申告コード	申告区分	申告コード	申告区分
02	中間	61	見込納付
01	予定	13	退職年金確定
03	確定	14	退職年金修正
04	修正	22	清算予納
05	更正	23	清算確定
06	決定	24	清算確定修正

### 3. 延滞金及び督促手数料

法定納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数(地方税法第321条の12第3項規定により延滞金の基礎となる期間から控除される期間があるときは、これを除く。)に応じ、税額に次の割合をそれぞれ乗じて計算した額を延滞金として徴収します。

納期限の翌日から 1月を経過する日まで	(1)各年の特例基準割合(※)が年7.3%に満たない場合 当該特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が 年7.3%を超える場合は年7.3%) (2)各年の特例基準割合が年7.3%以上の場合 年7.3%
納期限の翌日から 1月を経過した日から	(1)各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合 当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合 (2)各年の特例基準割合が年7.3%以上の場合 年14.6%

ただし、税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算し、税額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。延滞金に100円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨て、延滞金金額が、1,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(※)特例基準割合 前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合

また、督促状発送後は上記延滞金と合わせて、督促手数料を徴収します。

### 4. 納付場所

山陰合同銀行本・支店・出張所・代理店  
島根県農業協同組合本・支店  
島根銀行本・支店・出張所  
しまね信用金庫本・支店  
みずほ銀行本店・営業部・支店・出張所  
鳥取銀行本・支店・出張所

中国労働金庫本・支店  
米子信用金庫本・支店・出張所  
島根中央信用金庫本・支店  
広島銀行本・支店・出張所  
漁業協同組合JFしまね本・支店

[問い合わせ先]

■納付、延滞金、督促手数料に関すること  
税務管理課 収納係 (電話)0852-55-5143

■申告に関すること  
市民税課 諸税係 (電話)0852-55-5154